

岩手県告示第891号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成22年10月25日
- （2） 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社千田組
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区白山字水ノ口14番地1
  - ウ 代表者の氏名 千田幸
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8850号
- （3） 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 平成22年10月22日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成22年10月13日
- （2） 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 御堂重機有限会社
  - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内第22地割37番地8
  - ウ 代表者の氏名 早坂嘉幸
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20023号
- （3） 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 平成22年10月7日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。